

関西学院大学 スポーツ活動支援募金のご案内



NOBLE STUBBORNNESS

スポーツ活動支援募金は、「体育会●●●●部の活動の為に」と使用目的を特定したうえで学校法人関西学院に納められた寄付金を原資として、各団体が活動費に対する援助金の申請を行うことができる募金です。

ご寄付者にとって、学校法人に寄付することで、学校法人関西学院から発行される領収証で税金の控除を受けることができます。一方、学院に納められた寄付金は原則として各団体の裁量によって援助金を申請することができますが、学院の予算として援助金を交付することになりますので、学院のルールに基づく範囲でのみの交付となります。また、手続きには一定の時間（ご寄付後、援助金交付まで最長2カ月程度）が必要になります。

詳細につきましては、関西学院HP内のスポーツ活動支援募金についてご参照いただけましたら幸いです。

■所得税の減免措置について

寄付税制が拡充され、学校法人関西学院への個人の方からの寄付金については「税額控除制度」が適用されることになりました。これにより確定申告の際は、新たに導入された「税額控除制度（以下①）」、もしくは既存の「所得控除制度（以下②）」の2つの制度から免税効果の高くなる一方の制度を選択し、税の還付を受けることができます。

①税額控除制度

寄付金額を基礎に算出した控除額を、税率に関係なく、税額から直接控除するため、小口寄付にも減税効果が高くなるのが特徴です。

$$(\text{寄付金額} - 2\text{千円}) \times 40\% = \text{控除対象額}$$

※寄付金は総所得金額の40%を上限に、控除対象額は所得税額の25%まで。
※2011年1月以降の領収書が対象です。

②所得控除制度

所得控除を行った後に税率を掛けるため、所得税率が高い高所得者の減税効果が高いのが特徴です。

$$(\text{所得金額} - \text{所得控除額}) \times \text{税率} = \text{税額}$$

※所得控除額=寄付金額-2千円

■援助対象事業について

スポーツ・文化課
TEL 0798-54-6112
HP <https://www.kwansei.ac.jp/students/>

関西学院 スポーツ支援

■募金の方法・指定振込用紙について

スポーツ活動支援募金の際は指定振込用紙が必要です。
指定振込用紙は校友課でご用意させていただきます。

法人部校友課
TEL 0798-54-6010
MAIL kouyu@kwansei.ac.jp
HP <https://www.kwansei.ac.jp/donation/>

関西学院 募金

■減免税措置・確定申告について

お住いの地域の管轄税務署にお問い合わせください。

